

朝日町長選挙及び朝日町議会議員選挙に投票できる人は

朝日町に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、平成13年4月22日以前の出生者。又、住所要件については転入の届出をした日から引き続き3か月以上朝日町に住所がある人で、平成31年1月15日以前の転入届出者（名簿登録基準日が、平成31年4月15日のため）次の表を参照してください。

	区 分	投票の可否	要 件
1	平成31年1月15日以前に住民票が作成され又は同日（転入届出日）以前に転入し、4月21日に至る人	朝日町で投票できます。	朝日町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
2	平成31年1月16日（転入届出日）以降に転入した人	投票できません。	
3	平成31年4月21日（転出異動日）までに転出した人	投票できません。	

*投票は指定場所で

投票は、右に記載されている投票所で投票してください。他の投票所では、投票できませんのでご注意ください。

投票所は

あなたのお住まい地区	場 所
縄生、朝日ヶ丘	縄生公民館
小向、白梅西、白梅東、向陽台	保健福祉センター
柿、山王谷	柿公民館
埋縄	埋縄公民館

*投票日に投票できない人は期日前投票を

自営業の人、冠婚葬祭等の予定のある人、また、レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない人も、「期日前投票」ができます。

期日前投票ができる期間

三重県知事選挙…3月22日（金）～4月6日（土）
三重県議会議員選挙…3月30日（土）～4月6日（土）
朝日町長選挙…4月17日（水）～4月20日（土）
朝日町議会議員選挙…4月17日（水）～4月20日（土）

各期間中、8時30分から20時まで朝日町選挙管理委員会において行います。

病院、老人ホームなどにおける不在者投票については従来どおりできます。又、身体に重度の障害があり、一定の要件を満たす人は、郵便による在宅投票制度があります。

早く手続きを済まないと投票することができない場合があります。詳しくは選挙管理委員会（総務課内）にお問い合わせください。 377-5651

開票は**21時**から

場 所 保健福祉センター

三重県知事選挙
三重県議会議員選挙

4月7日（日）

朝日町長選挙
朝日町議会議員選挙

4月21日（日）